

生徒心得

前書き・心構え

生徒心得は、本校の教育目標「自己実現・社会的自立ができる力を養い、健康で心豊かな人間を育成する」をふまえ、生徒一人一人が自己の資質や能力を高め、自分や他者を尊重し合いながら社会性を学び、有意義な学校生活を送るための指針です。これらをよく理解して、山梨県立盲学校生徒としての誇りと自覚を持って自主的に行動しましょう。

中学部・高等部生徒としての心構え

- (1) 自立自励の精神を尊重し、礼儀を重んじ、規律を守り、品位及び節度のある行動を心がけ、自分の言動に責任を持つ。
※「品位及び節度のある」とは…
身だしなみや立ち居振る舞いが、社会の決まりや常識・マナーなどをふまえており、他人へ不快感を与えたり、誤解を招いたりすることのないこと。
- (2) 自分の個性や価値観を大切にし、自分らしさを形成するとともに、自分の人格を尊重する。
※心身の健康および安全に留意する。
- (3) 人との関わりにおいては、互いに敬愛し、互いの人格を尊重し合い、多様性を大切にする社会の一員としてふさわしい行動、態度をとる。
※いじめをしない。
- (4) 社会の一員であることを自覚し、場にふさわしい装いや振る舞いを心がけ、節度ある生活を送る。
※「社会の一員であることを自覚する」とは… 周囲（友人・他者・交流校・地域社会）との調和を意識して場や社会の状況に対応し、学習面・生活面・衛生面・健康面に支障がないよう自己管理をして適切に活動すること。成人に達した生徒は、守られる存在から離れ、社会的責任を担う自立した一人の大人としての自覚をもつこと。また、自分を守るための術を身に付けるとともに、社会にどのように貢献していくのかを思い描くこと。

1 学校生活

- (1) 学校生活においては、時間を厳守する。
- (2) 登校後は、正当な理由なく外出しない。外出する場合は、必ずHRTの許可を得る。
- (3) 正当な理由なく授業を欠席しない。
- (4) 礼儀正しく品位を高めるよう努める。
- (5) 服装・頭髮は、服装等の規程にもとづき、常に清潔を保ち本校生徒としてふさわしいものとする。
- (6) 校舎内では、上履きを使用し、下履きと区別する。
- (7) 盗難に注意して所持品には記名し、貴重品はHRTに預ける。又教室の個人ロッカーを使用し、各自管理する。盗難紛失のあった場合には、ただちにHRTに届け出る。

- (8) 廊下は右側通行を守り、静かに歩く。
- (9) 納入金、諸届等の提出期日は厳守する。
- (10) 備品等は大切に使用する。誤って破損した場合には、ただちに職員に届け出る。
- (11) 通学については、安全に留意するとともに、高等部以上は単独通学を基本とする。
- (12) 学校敷地内は全面禁煙とする。

2 校外生活

- (1) 本校生徒として良識をもって行動する。
- (2) 外出の際は身分証明書を所持する。
- (3) 道路交通法を守り、事故等にあわないように注意し、白杖を携行する。
- (4) 車輛運転はしない。
- (5) 夜間の外出はさけ、生徒としてふさわしくない場所へは出入りしない。
- (6) 無断外泊はしない。
- (7) 休日は有意義な生活を送る。

3 許可及び届け出

- (1) 校内における掲示物、印刷物の配布等は、あらかじめ生徒指導係に届け出て許可を得る。
- (2) 校内の教室・施設等を利用する場合は、事前に係の許可を得る。
- (3) 運動用具、その他の校具を使用する場合は、事前に係の許可を得る。
- (4) アルバイトを行う場合は、所定の手続きを経て許可を得る。
- (5) 海外旅行等を行う場合は、あらかじめ所定の手続きを経て許可を得る。
- (6) 下校時間以後校内に残留する場合は、事前に係の許可を得る。
- (7) 欠席・欠課・遅刻・早退・忌引等をする場合は、必ずHRTに届け出る。
- (8) 住所、氏名及び保護者等の変更をした時は、すみやかにHRTに届け出る。
- (9) 身分証明書を紛失した際は、速やかに知らせるとともに、再発行願を届け出る。

令和8年4月1日改定

服装等の規程

1. 服装について

- (1) 本校幼児児童生徒としてふさわしい服装とする。
※自分らしさを大切にしながら、健康への影響や周囲（友達、他者、交流校、地域社会）との調和を意識して学校生活を送ることのできる服装。また、将来、社会に出た時に場に合わせた装いや振る舞いができることを意識して服装を考えること。
- (2) 中学部・高等部普通科の生徒は、登下校時、次の規定による標準服を着用する。ただし、生徒の実態により校長の承認を経て規程以外の服装を着用することができる。

標準服及び衣替えについては次のようにする。

① 服装について

正式な式典では夏用の上衣は白色のワイシャツとする。冬用の上衣は黒、紺、グレーを基調としたブレザーに白色のワイシャツとする。下衣は夏・冬用とも黒、紺、グレーを基調としたズボン、スカート、キュロットとする。

正式な式典以外は次のようにする。

〈標準服〉

上衣：夏用のワイシャツは白色とする。ポロシャツは、白、黒、紺、グレーや色味が薄くどのような色にも合わせやすいアイボリー、ベージュを基調とした色の襟付きのものとする。

冬用は、黒、紺、グレーを基調としたブレザーとする。下のワイシャツは白色とする。ポロシャツは白、黒、紺、グレーや色味が薄くどのような色にも合わせやすいアイボリー、ベージュを基調とした色を基本とする。

下衣：夏・冬用とも、色は黒・紺・グレーを基調としたズボン又はスカート・キュロットとする。

※夏用、冬用の衣替えや移行期間は設けない。気候に合わせて家庭、生徒自身に委ねる。

- ② 体育着は、上下衣ともに運動着を着用する。（幼稚部は除く）

2. 頭髪について

(1) 中学部生

学習面、生活面、衛生面、健康面に支障のない、清潔感のある髪型に整え、自然な自分らしさを大切にする。また、交流校など地域社会との調和や諸式、入試などの場面も想定し品位をそこねないようにする。

ただし、身体的特徴、社会性的側面、人種（文化）、信仰などの理由から染髪等の必然性が認められる場合には、校長の承認を得る。

(2) 高等部普通科生

将来に向けて公的要素の含まれる様々な場（諸式、受験、面接、実習、就活、仕事内容など）を想定し、品位をそこねないようにする。

3. その他、装飾品、身だしなみについて

- (1) 中学部・成人年齢に満たない高等部普通科生

ピアス、ネックレス、指輪、ブレスレット等の装飾品は身に付けない。また、化粧、マニキュア等はしない。

- (2) 高等部専攻科生、高等部本科保健医療科生、成人に達した高等部普通科生
自己責任、自己管理のもと、成人としての身だしなみの範囲内で品位を保ち、華美な装飾品、化粧等はしない。安全面、衛生面で必要な場合には指導をすることがある。

※医療科生の臨床実習の規則は別に定める。

4. 履物について

- (1) 上履きは、スニーカーとする。
※かかとの入るものを基本とする。
- (2) 体育館では、体育館履きを使用する。

附記この規程は、令和8年4月1日から施行する。

アルバイト規程

1. 許可基準

- (1) 小・中学部生徒のアルバイトは、禁止する。
- (2) 経済的事情によるもの。
- (3) 身体健康で、出席状況良好であり、学業の向上に常につとめているもの。
- (4) 学校行事、教科外活動に支障をきたさないと認められるもの。
- (5) 宿泊は禁止する。
- (6) あんま、マッサージ、指圧のアルバイトをする者は、免許所有者であること。なお温泉旅館及び温泉場では禁止する。
- (7) その他のアルバイトについては、別に審議する。
- (8) アルバイト許可願いの申請は、学期ごとにする。

2. 報告の義務

アルバイト終了後は直ちに報告しなければならない。

3. 取り消し

許可基準の諸条件に違反したり、本校の生徒としてあるまじき行為のあった場合は、ただちに許可を取り消す。